

同時配信に係る権利処理円滑化について 【映像実演】

一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構(aRma) 理事
一般社団法人 日本音楽事業者協会 専務理事
中井 秀範

放送番組の同時配信に係る権利処理円滑化について(映像実演)

- ・映像実演の場合、放送事業者は番組制作時（出演契約時）に同時配信の権利処理に関する直接の交渉機会を有する。従って、平成30年4月24日の投資等WGにおいて示した通り、「放送の許諾」を得る時点で、併せて「配信の許諾」を得ることで、円滑な権利処理が可能。
- ・再放送番組の同時配信の権利処理についても、他の二次利用（ビデオグラム化、オンデマンド配信など）と同様にaRmaによる包括的な集中処理スキームを活用することで、円滑な権利処理が可能。
- ・不明権利者問題については、引き続き、裁定制度の改善（不明者探索に要する所要時間の短縮、手続きの簡略化など）を進めるとともに、aRmaを活用した「拡大集中許諾制度」の導入可能性について、具体的な検討を進めることが望ましい。

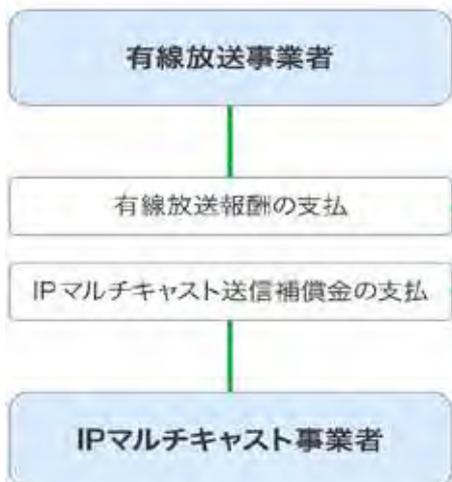
 従って、基本的には、運用によって円滑な権利処理が実現できる（許諾権の切り下げは不要）。

その他の重要な論点

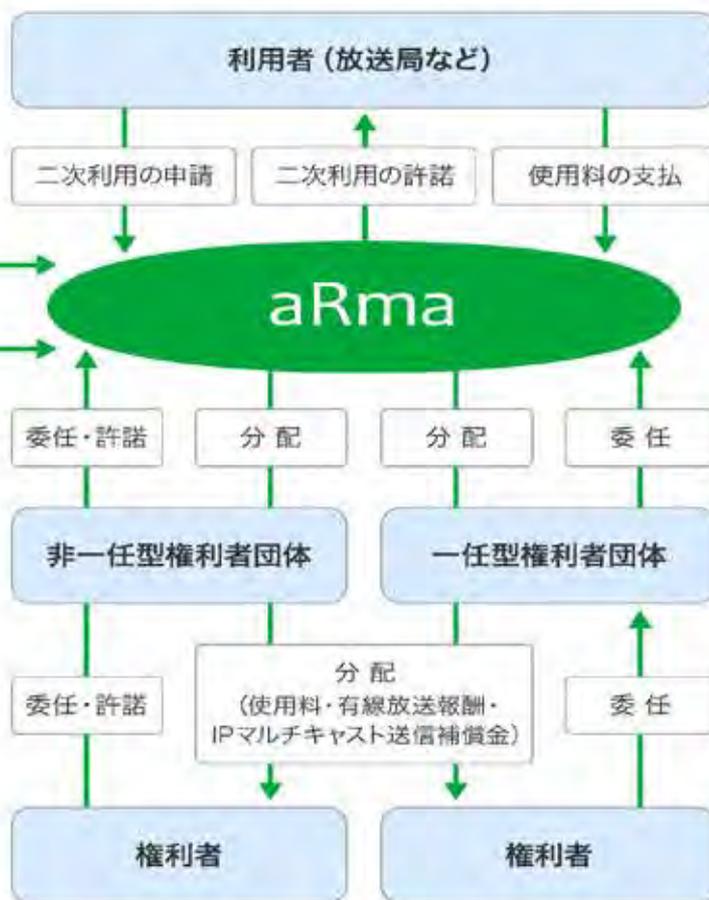
- 音楽実演と異なり、映像実演については一般にビジネス戦略上「露出コントロール」の重要性が指摘される。従って、実演家側の意に反する利用が生じない様に十分な配慮が必要である。
- 出演契約等の交渉において、基本的に実演家側の立場が弱く、必ずしも契約内容が明確になっていない実態がある。同時配信の許諾を含め、実演家側が一方的に不利な契約を押し付けられないようにする必要がある。
- 外部制作会社が制作する放送番組について、放送番組であるにもかかわらず、ワンチャンスの扱いとされ、放送後の二次利用等に関する適正な対価が実演家に支払われないケースがあり速やかに是正する必要がある。
- aRmaが全放送局共通で提供する権利処理のための申請管理システム「ARMs」を、ローカル放送局も活用することで権利処理業務の効率化が図れる。

aRmaにおける集中管理

有線放送、IPマルチキャスト送信
関連業務



放送番組二次利用関連業務



不明権利者探索業務



裁定申請

文化庁

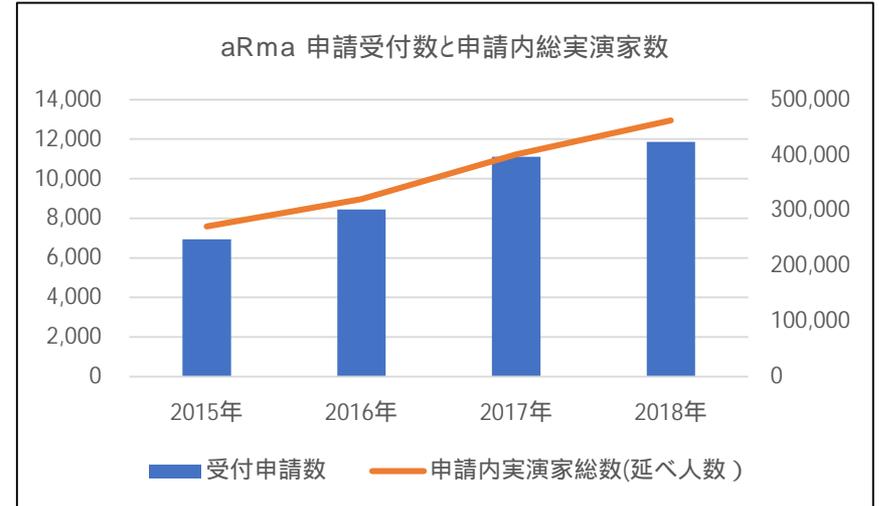
aRmaは、著作権等管理事業者の届出を行い、2015年より、放送番組二次利用の許諾と使用料の徴収・分配を開始。非一任型権利者が行う権利処理の窓口業務を担当するとともに、一任型による権利処理を実施している。また、不明者権利者探索業務も実施し、放送局による裁定制度の利用をサポートしている。

aRmaの許諾実績（放送番組の二次利用）

申請受付数と申請内総実演家数（延べ人数）

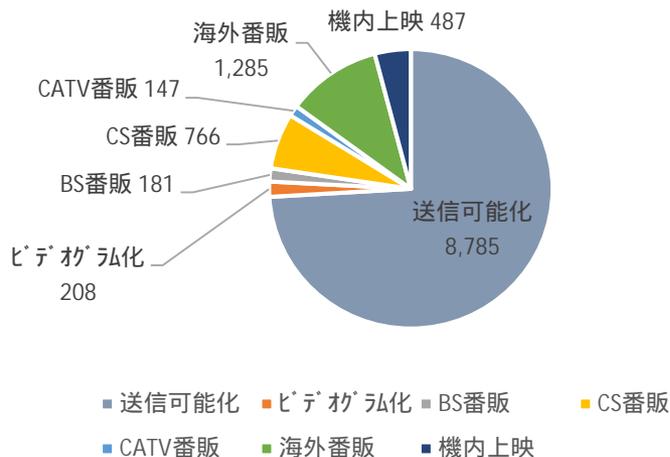
	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
受付申請数	6,946	8,448	11,102	11,859	38,355
申請内実演家総数(延べ人数)	271,081	320,558	401,130	462,421	1,455,190

2015年度より著作権等管理事業者として申請受付を開始



2018年度 申請区分別と実演家内訳

申請受付数 区分別内訳



申請内実演家 内訳

